

## 令和元年度第3回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和元年12月26日(木) 午後2時00分～午後4時00分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 7階 701会議室

### 3 会議の議題

- (1) 諮問第3号 岡崎市屋外広告物適正化計画策定について
- (2) 報告第3号 岡崎市屋外広告物条例の改正案のパブリックコメントの結果について
- (3) 報告第4号 岡崎市景観計画の変更(案)について

### 4 会議に出席した委員(12名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	森 真弓
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	近藤 忠彦
公募市民	長谷川 いづみ

### 5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係係長	奥田 信
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係主事	鈴木 円
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係事務員	神尾 実沙

### 6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提

案をしたところ、全会一致で承認された。

## 7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として堀越委員及び近藤委員を議事録署名者に指名した。

## 8 諮問第3号 岡崎市屋外広告物適正化計画策定について（説明）

議長が諮問第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（奥田係長）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

### 横山委員

前回審議会計画案の意見への対応について、「貴重な意見として承ります」とはどういう意味か。建設的なものにしようとするのであれば、積極的に検討し反映させてほしい。

### 事務局

難しいテーマ。啓発の方法としてホームページなどがあるがそれだけでは不十分かと思っている。広告を出される方に対して、注意点等を明記したパンフレット等を用意して分かりやすい形で伝えられるようにしたい。

### 横山委員

条例の表現について、地域と地区があるが使い分けはどのようにしているか。

### 事務局

ご指摘いただいたとおり、法律用語はしっかりと使い分けていかなければならないと思っている。地区より地域の方が広い範囲を示すという感覚があるが、あらためて確認する。近いところで言うと、都市計画法の中では地域地区の規定があるので、これを参考にしていきたい。

### 横山委員

都市計画法の用途地域を定める時に、地域にするか地区にするかでもめた経緯がある。地方、地域、地区などエリアの基準が曖昧ならば岡崎市独自の基準を作ればよいのではないかと思う。

### 中根委員

根拠条文を記載すると条数がずれた時に計画も修正しなければならないので記載しないとのことであるが、削除して終わりではなくどこかで根拠条文が見られる状態にしておいてもいいのではないかと思う。

事務局

ホームページ上で公表する際に、条文を追加で載せるなどの対応は可能。冊子版は削除しておきたい。

横山委員

25 ページ 施策「地域の特性に応じたルールづくり」の概要欄について、「～象徴となっている場合も少なくない。」という消極的で曖昧な表現よりも、「～象徴となっている場合がある。」という断定的な表現の方が良いと思う。

29 ページ 施策「公共施設等における広告物の活用」の具体的事項等の欄について、「禁止地域の規定を適用除外とする。」というのは大きな規制緩和なので、慎重な対応を望む。

事務局

25 ページについては表現を修正する。

29 ページの禁止地域の規定を適用除外する広告物についても、掲出可能な広告の基準を定めていくので、その基準をクリアしてから広告を出せるか出せないかの判断をする。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、条件付きで原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

## 9 報告第3号 岡崎市屋外広告物条例の改正案のパブリックコメントの結果について

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（奥田係長）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

公共空間における広告掲出について、先月「21世紀を創る会・みかわ」の理事長会にて、前回の景観審議会の議題について報告をしたところ、公共空間に広告を掲出するつもりはないという意見が圧倒的に多かった。

良好な景観の形成に寄与する広告のみが掲出されるよう、条例で担保できるような条例の規定をしっかりと考えてほしい。

事務局

あまりに景観に配慮されていないものに関しては排除できると考えているが、景観審議会の意見を取り入れながら時間をかけて取り組んでいきたい。

瀬口会長

栄ミナミの例が挙げられているが、どこの公共空間を示しているのか。

横山委員

プリンセス通りのアーケードにある広告を示しているのではないか。

事務局

アーチの上にある大きい広告を示している。

島津委員

公共空間に掲出する広告が良好な景観の形成に寄与するのは難しい話。景観を邪魔しないという方向で検討する方がいいのではないか。

パブリックコメントをして意見がこれだけということは、周知の方法が悪いと思う。関係する組織、団体に文書で直接依頼等したのか。

事務局

文書により、各業界の会長職の方に会員への周知を依頼した。

島津委員

広告の件に限らずパブリックコメントの制度自体について、単に実施するのではなく効果的に意見を聴くようにしてほしい。

柴田委員

横山委員に質問だが、21世紀を創る会・みかわでは公共空間に広告を出すことに否定的だったということか。

横山委員

公共空間に広告を出す機会があれば出したいと思うかと尋ねた結果、難しそうなのでわざわざ出さないという声が多かった。

柴田委員

公共空間の定義が伝わっていないのではないか。今回示す公共空間とはどこのことか。

事務局

市が所有する施設や道路、公園などを示す。道路、公園に関しては各管理者の許可が前提である。

柴田委員

オトリバーサイドテラス等に設置されている内藤ルネのマンホールは賑わいを創出していると感じた。マンホールも使い方次第でとても面白いものになると思った。ただし、景観を阻

害するようなものをどうやって除くかが問題。

瀬口会長

公共空間とは目に見える範囲すべてを示すもの。ここでは、公共物に掲出するものを公共空間への掲出としている。土地や建物の所有者を問わず、目に見える範囲は全て公共の空間であるという認識を持てば、景観がより良くなると思っている。

柴田委員

公共空間をもう少し限定的な記述にしないと誤解されてしまう可能性がある。

瀬口会長

名古屋市では、バス停に掲出する広告物を業者にデザインさせ、デザインをコントロールしながら広告料収入を得ている例がある。これは公共物への広告に該当すると思う。

柴田委員

公共空間よりも公共敷地内広告物といった方がわかりやすいと思う。

後藤委員

有資格点検の対象の広告が4 mとなっていることについて、4 mを超えるものは構造計算や確認申請がされるため安全が確認されているが、4 m以下の方が頻繁に掲出されるものであり、危険なものをよく見かける。もう少し基準を下げ、4 m以下のものに対しても点検義務を課すべきだと思う。

事務局

安全点検の対象は全ての広告。4 mを超えるものは有資格者点検の対象としている。全件を有資格者点検の対象とすると、受け手側の負担が大きく見切られないという問題が発生してしまう。今後様子を見ながら見直していくこともあるが、今回は4 mを基準とさせていただきたい。

後藤委員

工作物確認申請を出さずに掲出されている広告があっても指導をしても、建築指導課と屋外広告物担当課のどちらが責任を持つのか曖昧で行政代執行できないことがある。すでに設置されているものに対する罰則についても検討してほしい。

柴田委員

後藤委員が指摘するケースは自立看板に多い。建築物につく看板については設計士が絡んでいるのではないのか。

後藤委員

例えば携帯電話のアンテナなど、建築物の設計当初は想定していない。屋上看板なども建築物の所有者の自由であり、設計者がはじめから検討しているものではない。

柴田委員

屋上看板などは看板業者だけで設置できるものではなく、建築業者がいないと設置できない。そういった意味でも、看板業者だけでなく建築関係者の方にも周知をお願いしたい。

安全点検は全件が対象とのことであるが、現在届出をしているオーナーは今後安全管理をしていってくれると思うが、届出をしていない方が危ないので注意が必要。また、点検項目で風速 40mに耐えられるというものをみた覚えがあるが、最近の台風の風速はさらに脅威になっているため、数値について見直すべきではないかと思う。

島津委員

説明資料 02 ページ 安全点検の運用について、点検資格があるのはだれか。また、市の考え方について、「～点検資格を有する者を全て公表することは困難であり、公平性を保つため～」とあるが、公平性を保たなければならないという点だけ言及すべき。

事務局

有資格者とは、建築士の資格所有者、屋外広告物士の資格所有者、日本屋外広告業団体連合会などが開催する技術講習会の修了者を示す。

後藤委員

岡崎独自のシステムを作るとするなら、マイスター制度のように点検に関する講座を修了した有資格者を、市が点検者として任命するような制度があると良いと思う。

事務局

市長名で認定するのは難しいが、広告業界が開催する講習会などがあれば紹介をしている。市としては、講習会の場所の提供はできると思う。

議長が報告第 3 号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

## 10 報告第 4 号 岡崎市景観計画の変更(案)について

議長が報告第 4 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(神尾事務員)から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

長谷川明子委員

景観計画案 3 ページ目 景観形成基準について、樹種が具体的に明記されていない。市は

緑化の交付金を用意しているが、外来種でも交付金は出せるのか。外来種ではなく在来種の保護のために使ってほしい。

事務局

樹種に関しては、基本的に在来種を選定するよう指導し、協力していただいている。ただし、例えば結婚式場などのようにテーマを持った施設の場合は外来種でも許可する場合はある。交付金の対象については、担当課と調整していきたい。

長谷川明子委員

交付金を利用して在来種を周知していくこともできると思うので、交付金の利用の仕方についてはぜひ検討してほしい。

横山委員

景観計画案 11 ページ 整備方針について、無電柱化の推進だけでなく横断陸橋の撤去も検討してほしい。

事務局

今回指定の範囲に横断陸橋は含まれていないが、今後、国道 1 号を景観重要公共施設に指定することを検討中。指定にあたって、施設管理者である名古屋国道事務所の同意が必要不可欠になるため、横断陸橋の件も含めて慎重に協議を行っていく。

瀬口会長

世界に横断陸橋の無いまちが多いが、日本では初となるかもしれない。  
ちなみに国道 1 号の無電柱化はどこまで実施されているか。

事務局

岡崎公園のところから岡崎インターまでを順番に工事するとのこと。現在は島町の交差点から中央緑道のあたりまでを工事中。

瀬口会長

街路樹の整備に関して協議する予定はあるか。

事務局

今は協議の段階ではなく、要望をお伝えしていない。今後、協議の中で伝えていく。

加藤委員

整備方針などを見ていると現状を活かして整備するという意向が読み取れるが、地区の特

性や方向性など、もう少し具体的な景観の方針を打ち出すことはできないのか。

事務局

景観重要公共施設の制度の目的として、整備方針を先に決めて長い目で景観を誘導する場合と、整備後の整備水準を担保できるようにする場合がある。今回指定する地区は、乙川リバーフロント整備地区及び八帖地区の2地区であり、これらの地区はすでに整備方針が定められている。この整備方針が活かされるのは再整備の際になると思うので、具体的な方針までは言及していない。

長谷川いづみ委員

駐車場緑化は枯れているのをよく見る。もし、駐車場緑化ですべての緑化を賄うようなところが増えると、結果的に緑化が減ってしまう可能性があるのではないか。緑化できる場所があるにも関わらず、積極的な緑化を行ってもらえなくなってしまうのは避けたい。

瀬口会長

駐車場緑化の一部を緑化として認めるなど、限定的な表記にすべき。算定方法について再検討してほしい。

事務局

駐車場緑化ですべての緑地を賄う状況は想定していなかった。緑化が難しい土地の形状の救済策として認めるつもりだったので限定的に認めるような記述を検討する。

瀬口会長

施設等の色彩に制限がないが、落ち着いた街並みにするには原色を使わないなど、色彩の指定を設けても良いのではないかと思う。

整備方針について、「地域の歴史性に配慮」だけでなく、乙川河川緑地であれば「岡崎城跡及び城下町の歴史性に配慮」、籠田公園、中央緑道であれば「城下町特に総構えの歴史性に配慮」など具体的に明記しても良いのではないか。

事務局

検討する。

議長が報告第4号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

事務局からその他報告事項として、12/21に実施した光ビスタラインに関する報告をした。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和元年度第3回岡崎市景観審議会を閉会した。